

平成17年基準消費者物価指数の概要

1 指数の性格

消費者物価指数は、全国の家計が購入する財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、消費者が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

2 指数の概要

(1) 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象とする。(ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は、対象から除外する。)

したがって、直接税や社会保険料などの支出や、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの消費支出以外の支出は指数の対象に含めない。なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れる。

(2) 指数算式

指数算式は、基準時加重相対法算式(ラスパイレズ型)とする。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n P_{it} q_{0i}}{\sum_{i=1}^n P_{0i} q_{0i}} \times 100 = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{P_{it}}{P_{0i}} w_{0i}}{\sum_{i=1}^n w_{0i}} \times 100$$

I : 指数
 p : 価格 q : 購入数量
 w : ウェイト (= pq)
 i : 品目
 0 : 基準時 t : 比較時

(3) 指数の基準時及びウェイトの参照年次

指数の基準時及びウェイトの参照年次は、平成17年の1年間とする。

なお、ウェイトは、主に家計調査(基幹統計調査)によって得られた平成17年平均1か月の1世帯当たり品目別消費支出金額を用いて作成する。

(4) 指数品目

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多種多様な財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、継続調査が可能であること等の観点から選定した580品目(沖縄県調査品目8品目を除く。)に持家の帰属家賃4品目を加えた584品目とする。

指数品目については「1 平成17年基準消費者物価指数品目情報一覧」参照。

(5) 価格

ア 指数計算に採用する品目の価格は、原則として小売物価統計調査(基幹統計調査)によって得られた市町村、品目別の小売平均価格を用いる。

なお、小売物価統計調査の調査市町村(以下「市町村」という。)は167市町村である。「 2 価格調査市町村一覧」参照。

イ 市町村、品目別基準時価格は、原則として平成17年1月から12月までの各月の価格の単純平均値とする。

ただし、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物をいう。以下同じ。)については、月別ウエイトによる加重平均値とする。

ウ なお、「パソコン(デスクトップ型)」、「パソコン(ノート型)」及び「カメラ」の3品目については、POS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の価格及び販売数量等を用いる。

(6) 指数の計算

指数の計算は、最初に、品目別価格指数(p_t / p_0)を各品目のウエイトにより加重平均して、最下位類の指数を算出し、次に、各最下位類の指数を当該類ウエイトにより加重平均して上位類の指数を算出する。同様にして、小分類指数、中分類指数、10大費目指数、総合指数の順に積み上げる。

全国の指数は、最初に、各市町村の品目別価格指数を各市町村の品目別ウエイトにより加重平均して、全国の品目別価格指数を求め、次に、全国のウエイトを用いて、上記の方法により順次上位類を計算して総合指数を算出する。

なお、都市階級別、地方別などの指数も全国の場合と同じ方法により算出する。

3 指数の作成系列

(1) 基本分類指数

ア 基本分類指数は、全国及び東京都区部については、総合、10大費目、中分類、小分類、品目別の指数を作成する。

また、都市階級(8区分)、地方(10区分)及び大都市圏(4区分)並びに都道府県庁所在市(東京都区部を除く)・川崎市及び北九州市(48区分)の70地域については、総合、10大費目、中分類の指数を作成する。

イ 基本分類指数の別掲項目として、「持家の帰属家賃を除く総合」、「生鮮食品を除く総合」、「持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合」、「食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合」等の指数を作成する。

(2) 財・サービス分類指数

ア 財・サービス分類指数は、全国及び東京都区部について作成する。

イ 財・サービス分類指数の別掲項目として、「持家の帰属家賃を除くサービス」、「公共料金」等の指数を作成する。

(3) 世帯属性別指数

全国について、次の指数を作成する。

- ア 勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯¹中分類指数……月別及び年平均
- イ 世帯主の年齢階級別10大費目指数…………… 年平均
- ウ 世帯主の職業別10大費目指数…………… //
- エ 住居の所有関係別10大費目指数…………… //

(4) 品目特性別指数

全国について、次の指数を作成する。

- ア 基礎的・選択的支出項目別指数……………月別及び年平均
- イ 品目の年間購入頻度階級別指数…………… //

(5) 季節調整済指数

季節調整済指数は、全国及び東京都区部について、次の8系列を作成する。

<基本分類>

- ・総合
- ・生鮮食品を除く総合
- ・持家の帰属家賃を除く総合
- ・持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合
- ・食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合

<財・サービス分類>

- ・財
- ・半耐久消費財
- ・生鮮食品を除く財

(6) 参考指数

全国及び東京都区部について、次の指数を作成する。

- ア ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数……………月別及び年平均
- イ 中間年バスケット方式による消費者物価指数……………年平均

全国について、次の指数を作成する。

- ウ 総世帯²指数……………月別及び年平均

(7) その他

次の指数を作成する。

- ア 戦前基準東京都区部5大費目指数……………月別及び年平均
- イ 平成12年基準換算全国・東京都区部中分類指数…………… //
- ウ 消費者物価地域差指数……………年平均

¹ 標準世帯とは、夫婦と子供2人の世帯のうち世帯主のみが有業者である勤労者世帯をいう。

² 総世帯とは、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯をいう。

4 指数の公表

消費者物価指数は、原則として毎月26日を含む週の金曜日の午前8時30分に公表する。公表内容は、全国の前月分指数及び東京都区部の当月分指数の中旬速報値とする。また、12月分及び3月分公表時には、年平均指数及び年度平均指数をそれぞれ公表する。

- (1) 消費者物価指数速報……全国及び東京都区部のそれぞれについて、当該月の基本分類指数及び財・サービス分類指数を収録。
毎月公表日に刊行³。
- (2) 消費者物価指数月報……当該月の全系列の指数及び主要系列の時系列指数を収録。
公表日の翌月上旬に刊行。
- (3) 消費者物価指数年報……各月及び年平均の基本分類指数及び財・サービス分類指数のほか、世帯属性別指数及び品目特性別指数等を収録。
当該年の翌春に刊行。

³ 速報公表と同時に、主な内容をインターネットのホームページに掲載する。

[参考] 持家の住宅費用の取扱いについて

消費者物価指数では、持家の住宅費用を指数に算入するため、昭和45年から帰属家賃方式により「持家の帰属家賃」指数及び「持家の帰属家賃」を含めた総合指数⁴等を作成している。

消費者物価指数のウエイト作成に用いる家計調査では、世帯が住宅を購入した場合にその費用は財産購入（資本の蓄積）とみなし、消費支出には計上していない。しかし、自己が所有する住宅に居住した場合、家賃の支払いはないものの、所有する住居から受けるサービスを自分自身で生産し、消費していると考えることができる。このサービス額を一般市場価格で評価し、家計部門の支出に計上するのが「持家の帰属家賃」の概念である。

消費者物価指数における持家の住宅費用の取扱いについては、様々な方法があり、各国でもその方法は異なる。国際労働機関（ILO）が2004年に刊行した『消費者物価指数マニュアル：理論と実践』では、住宅の取得費用、持家住宅のストックの支払費用、使用者費用の三つの費用があるとしている。については、住宅の購入費用がすべて「消費」されるとは限らず、投機的・投資的な価格変動や、投資的価値を喪失する過程における価格変動を反映するおそれがあること、また、については、住宅の減価償却の推計に新規住宅の購入価格が用いられるためにと同様の問題があるほか、計算が複雑になるなどの問題があるため、我が国においては、の使用者費用で持家の住宅費用を指数に組み入れている。

実際の指数計算では、基準年の前年（5年ごと）に実施される全国消費実態調査⁵（以下「全消」という。）において推計される「持家の帰属家賃」を基に算出した持家の帰属家賃額をウエイトに算入し、毎月の比較時価格は小売物価統計調査で調査している民営家賃の家賃額を代入している。

⁴ 昭和60年基準より、従来参考系列として作成してきた「持家の帰属家賃を含む総合指数」を主系列の総合指数としている。

⁵ 平成17年基準改定においては、平成16年調査の結果を用いる。